

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 244 回

円高に次ぐ水難、タイに進出する日系企業の 400 社以上が操業停止に追い込まれ、さらに被害は拡大しています。そのため、日本の中の製造業の生産にも悪影響を及ぼし、さらには水産物等の輸入にも悪影響を及ぼしています。

東南アジアの好景気に安心していたら大変恐ろしいことが起こりました。まさかの坂がどこにもあり、あらゆることは起こり得るわけです。油断はできませんね。やはり今年の暮れも厳しいですね。

でも、災い転じて福来たりとも言います。逆に何かいいことが起こる可能性もあります。諦めることなく、コツコツとがんばってください。必ず運が向いてきます。

さて、日本の平均賃金はここ 10 年間下がり続けています。

したがって、消費も下がり続けています。雇用も減っています。

なかなかいいことはありませんが・・・しかし

来年はあなたの会社を少しだけ変えましょう。きっといいことが起こるはずですよ。

- (1) 少しだけ会社に早く行きましょう、そして今日 1 日何をするか整理をしましょう（朝起きたときでもいいですが）一クセをつけましょう。
- (2) 会社をできるだけ明るくしましょう（挨拶をしっかり、いつもにこにこ）一運が向いてきます。
- (3) やはりたくさんの人に会いましょう、だれかがヒント、アイデアをくれるでしょう。
- (4) 直感力を鍛えましょう、これからはもっと大変な変化が次々と起こります。直感力がないと置いてきぼりをくいます。判断を間違えます。
- (5) あまり楽観主義に基づく行動はやめましょう。悲観的な見方（万が一の場合）に基づく準備が必要です。

来年はこの 5 つを実行してみましょ。きっと運が開けてくるでしょう。

前田の《今人生を語る》第 149 回

めざめよ日本人TM

人間には器というものがあります。器を持った人が少ない内閣、もっと悪いことは、日本（そして日本人）を良くしたいという信念も持たない内閣が、今の内閣です。

この内閣がもうすぐ自壊していくのは必然ですが、国や我々日本人が道連れにされるのは何としても防がなければなりません。

皆さん、声を上げましょう、発言しましょう。

1. 役員退職金の損金算入時期

原則、株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度の損金の額に算入されます。

資金繰りの都合上等の合理的な理由によって、役員退職金が分割支給される場合も、その支給額が株主総会の決議等により確定していれば、その事業年度において未払い計上を行って損金に算入することが出来ます。

※ ただし、あまり長期にわたって支払うこととなると退職年金とみなされる恐れがあります。税法は、その支払判断基準を明確にはしていませんが、2 年から 3 年以内での支払が妥当と考えます。

※ また、原則どおり株主総会等の決議のあった日の属する事業年度に全額損金経理により損金の額に算入することが出来るほか、決議のあった日の属する事業年度に支払った額のみ損金経理し、残額は実際に支払った事業年度に損金経理することによりその支払った事業年度の損金の額に算入することも出来ます。

2. 退職年金の取り扱い

例えば、1,000 万円の退職金を 10 年の分割払いした場合（毎年 100 万円）

⇒ 100 万円を支払った事業年度において損金の額に算入することとなります。したがって、株主総会で決議した退職年金の総額を未払い計上により、全額一時の損金とすることは出来ません。

※ また、個人の所得税においても、退職年金となると「退職所得」ではなく、「雑所得」となり、他の所得と合算されることとなり、総合課税の取り扱いとなります。

このように、退職金といってもその支払状況等により、税務の取り扱いが変わってきますので、最近の経済状況等により、資金繰り上一括による支払が困難な場合等は、よく検討をして処理を行うことが必要になります。